

津波の浸水が想定されている事業者等は、 消防計画等に「海溝型地震対策」 を定める義務があります!



日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法により、推進地域である苫小牧市内の事業所等の一部は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の対策（以下、海溝型地震対策という。）を消防法に規定する消防計画又は予防（防災）規程（以下、消防計画等という。）に定める義務があります。

◆対象事業所◆

対象は、津波により水深30cm以上の浸水が想定される区域のうち、消防法に規定する予防（防災）規程の作成義務がある危険物施設や一部の防火対象物です。（詳細別紙）

◆消防計画等に定める事項◆

消防計画等に、海溝型地震対策として次の事項を定める必要があります。

● 津波からの円滑な避難の確保

気象庁から発表される津波警報等の伝達方法、従業員や顧客等が安全に避難するため、避難場所や避難経路、避難誘導等に必要な人員を定めます。必要に応じて指揮組織等を設置します。

● 後発地震への注意を促す情報

後発地震への注意を促す情報の伝達方法、後発地震に対して注意する措置及び注意する期間を定めます。顧客等への情報の伝達方法など事業所ごとに必要とされる対策を定めます。

● 防災訓練

大規模地震を想定した防災訓練を年1回以上実施することとし、その内容等を定めます。

● 防災教育及び広報

日本海溝・千島海溝地震が発生したときの具体的な行動や地震の知識等、職員等への防災教育の内容及び顧客等に対する広報の内容を定めます。

◆提出方法等◆

○ 所管する消防本部・消防署（出張所）へ届出をしてください。

※ 苫小牧市では、消防へ届出することで、市長への写しの送付は省略しています。

○ 詳細・届出書等は、苫小牧市消防本部ホームページをご確認ください。



〈お問い合わせ〉 苫小牧市消防本部 予防室

危険物施設：0144-84-5034 その他防火対象物：0144-84-5030

消防計画等に海溝型地震対策を定める対象

対象は、推進地域のうち水深30cm以上の浸水が想定される区域内の予防（防災）規程が作成義務となる危険物施設や、次に掲げる防火対象物となります。

なお、津波浸水想定は、北海道のホームページから確認して下さい。



9,439 KB

用途 (消防法施行令別表第1)	用途詳細	収容人員
1項イ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場	30人以上
1項ロ	公会堂又は集会場	30人以上
2項イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの	30人以上
2項ロ	遊技場又はダンスホール	30人以上
2項ハ	性風俗関連特殊営業	30人以上
2項ニ	カラオケボックスその他これらに類するもの	30人以上
3項イ	待合、料理店その他これらに類するもの	30人以上
3項ロ	飲食店	30人以上
4項	百貨店、マーケット等物品販売業を営む店舗又は展示場	30人以上
5項イ	旅館、ホテル又は宿泊所その他これらに類するもの	30人以上
6項イ	病院、診療所又は助産所	30人以上
6項ロ	老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム等	10人以上
6項ハ	老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター等	30人以上
6項ニ	幼稚園、特別支援学校等	30人以上
7項	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの	50人以上
8項	図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの	50人以上
9項イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの	30人以上
9項ロ	9項イ以外の公衆浴場	50人以上
10項	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場	50人以上
11項	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	50人以上
12項イ	工場又は作業所	1,000人以上
13項イ	自動車車庫又は駐車場	50人以上
15項	前各項に該当しない事業場	50人以上
16項イ	複合用途防火対象物のうち、次のいずれかに該当するもの ・一部に6項ロの用途がある（当該用途に供されている部分の収容人員の合計が10人以上） ・一部に1項から4項、5項イ、6項イ、6項ハ、6項ニ、9項イの用途がある（当該用途に供されている部分の収容人員の合計が30人以上）	
16項ロ	・一部に8項、9項ロ、10項、11項、13項イ、15項の用途がある（当該用途に供されている部分の収容人員の合計が50人以上）	
・16項の2	地下街	30人以上
・17項	重要文化財、重要有形民俗文化財等	50人以上

※ 指定行政機関・指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関であって、防災業務計画に必要事項が定められている場合は、消防計画等かかる海溝型地震対策の定めは任意となります。

（日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 6条）